

加須市一般競争入札執行要綱

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

目次

第1章 総則（第1条―第15条）

第2章 事前審査型一般競争入札（第16条―第24条）

第3章 事後審査型一般競争入札（第25条―第30条）

第4章 雑則（第31条―第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託、物品の購入、印刷の請負、物品に係る賃貸借、建築物に係る管理、運転及び点検・検査の業務並びにその他業務の委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争入札の執行に関し、法令その他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査型一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札で、入札前に入札参加申請に基づいた入札参加資格を審査し、適格と認める者で入札し、落札者を決定とする入札をいう。
- (2) 事後審査型一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札で、入札前に入札参加申請を省略し、郵送による入札書の提出後に、落札候補者から順に入札参加資格を

審査し、適格と認める場合に落札者とする入札をいう。

- (3) 落札候補者 事後審査型一般競争入札において、入札書を提出した者のうち、有効な範囲内における最低価格提示者をいう。

(対象工事等)

第3条 一般競争入札の対象とする建設工事は、設計金額が1,000万円以上のものであって、市長が指定するものとする。

- 2 前項に規定するもの以外の対象工事等で市長が必要と認める場合は対象とする。

(入札の方法)

第4条 加須市郵便入札執行要領（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）に規定する郵便入札（以下「郵便入札」という。）、又は、加須市公共工事等電子入札運用基準（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）及び加須市物品調達等電子入札運用基準（令和7年3月12日市長決裁）によるものとする。

(参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札に係る公告日現在において有効な加須市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成22年加須市告示第8号）第3条第1項又は加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成22年加須市告示第9号）第2条第1項で規定する資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事等に対応する業種で登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 埼玉県内において建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分を受けている者

イ 加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年3月23日市

長職務執行者決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。)に基づく入札参加停止措置及び加須市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)に基づく入札参加除外措置を受けている者

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令(事前通知を含む。)を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象工事等の種類、規模等により案件ごとに定めるもの。

(公告内容等の決定)

第6条 市長は、一般競争入札を執行しようとするときは、加須市建設工事等請負業者審査選定委員会規程(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)に規定する加須市建設工事等請負業者審査選定委員会又は加須市物品購入等業者審査選定委員会規程(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)に規定する加須市物品購入等業者審査選定委員会(以下「委員会」という。)に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第7条 公告は、加須市公告式条例(平成22年加須市条例第3号)に定める掲示場に掲示して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、加須市ホームページへの掲載、日刊新聞紙への掲載又は埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)等により周知を図るものとする。

(設計図書等)

第8条 設計図面、仕様書、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書

（以下「設計図書等」という。）は、入札参加希望者に印刷物又は電子データを保存したコンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）により貸し出すものとする。ただし、設計図書等を電子データとして加須市ホームページに掲載又は電子入札システムを利用した場合は、印刷物又は電子媒体の貸出しは行わない。

- 2 前項の貸出しは、総合政策部管理契約課の窓口又は貸し出しを希望する者の着払いによる宅配便により行うものとする。
- 3 印刷物又は電子媒体の貸出しを受けた者は、必ず返却をしなければならない。
- 4 設計図書等の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。ただし、設計図書等を加須市ホームページに掲載又は電子入札システムを利用した場合は、この限りでない。

（現場説明）

第9条 現場説明会は、原則開催しないものとする。

（質問の受付及び回答）

第10条 設計図書等に関する質問のある場合は、入札公告に示す受付期間中に、発注課宛にファクシミリで行うものとする。

- 2 質問に対する回答は、回答書を所定の掲示場、加須市ホームページにて閲覧又は電子入札システムを利用し供覧するものとする。

（入札保証金）

第11条 入札保証金については、加須市契約規則（平成22年加須市規則第57号。以下「契約規則」という。）第20条及び第21条によるものとする。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第12条 入札参加者から、入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができるものとする。

(入札の辞退)

第 1 3 条 入札の辞退については、加須市郵便入札執行要領（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）、加須市公共工事等電子入札運用基準（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）若しくは加須市物品調達等電子入札運用基準（令和7年3月12日市長決裁）又は公告に記載する方法によるものとする。

(入札の無効)

第 1 4 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とするものとする。

- (1) 入札参加者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項が異なる入札書、記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (13) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (14) 参加資格確認のため、市長が行う指示に従わない当該落札候補者のした入札
- (15) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(不調時の取扱い)

第15条 次の各号に定める入札をした者がいない場合は、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者
- (2) 最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者
- (3) 調査基準価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の価格で入札した者。最低の価格で入札した者が調査基準価格未満の場合にあっては、加須市低入札価格調査制度取扱要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた者

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。この場合において、当該随意契約は、当該入札参加資格者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

第2章 事前審査型一般競争入札

（参加資格の有無の確認申請）

第16条 入札に参加を希望する単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）並びに特定建設工事共同企業体（以下「参加希望者」という。）は、参加資格の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱いを確認するため、所定の期限までに、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあっては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

2 契約規則第7条及び第21条に基づき契約保証金及び入札保証金の納付の減免を希望する者は、該当建設工事等の契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあってはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあってはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）

を確認資料に添付しなければならない。

(参加資格の有無の確認)

第17条 市長は、参加希望者に明らかに参加資格がないと認めるときを除き、確認申請書を受理するものとする。

2 入札事務を所掌する課長は、確認申請書に基づき参加希望者一覧表を作成し、委員会の委員長に報告するものとする。

3 委員会の委員長は、委員会に諮り、参加希望者の参加資格の有無及び参加資格がないと認めた場合の理由並びに参加資格者についての契約保証金及び入札保証金の取扱いについて確認するものとする。

4 市長は、前項の確認結果等を、参加資格者及び参加資格がないと認めた者にその理由を付して、通知するものとする。

(参加資格の有無の再確認)

第18条 参加資格がないと認められた者で、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

2 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することができないものとする。

(入札の執行)

第19条 入札執行者は、入札前に、参加資格があると認めた旨の確認通知書の写しを提出させること等により、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。

2 参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は、認めないものとする。

3 入札公告で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

(落札者の決定)

第20条 入札執行者は、予定価格（税抜）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。この場合において、最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格（税抜）の制限の範囲内で、当該最低制限価

格のこれの110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 入札執行者は、落札者決定後、落札者のうち免税業者に限り免税事業者届出書を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて、これに該当する場合、この届出書を徴収するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第21条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

- 2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の保留)

第22条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札(調査基準価格を設けた場合であって、失格基準価格を設けたときは、調査基準価格の110分の100の価格未満の入札かつ当該失格基準価格の110分の100の価格以上の入札。以下「低価格入札」という。)があるときは、入札執行者は、第20条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低価格入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査する旨宣言の上、入札執行を終了するものとする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札参加者により契約の内容を適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (2) 当該入札参加者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる入札

- 2 前項の場合において、予定価格(税抜)の制限の範囲内の入札(低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。)の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを

引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前条第2項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

4 入札執行者は、くじによる順位の決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表する。

(失格基準)

第23条 前条第1項の規定により失格基準価格を設けた場合であって、当該失格基準価格未満の入札があったときは、当該入札者を失格とする。

(低価格入札の調査)

第24条 第22条第1項の規定により入札執行を終了したときは、加須市低入札価格調査制度取扱要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）に規定する調査を行い、落札者を決定するものとする。

2 すべての低価格入札について前項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、予定価格（税抜）の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、第22条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。

第3章 事後審査型一般競争入札

(入札参加)

第25条 入札参加希望者は、当該入札案件に対し、競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出した者は、入札に参加することができる。

(入札の執行)

第26条 入札公告で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が1人あるときは、入札を執行しないものとする。

(落札決定の保留)

第27条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審

査するため、落札決定を保留する。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第28条 市長は、落札候補者のうち最低の価格（調査基準価格を設けた場合であって、失格基準価格を設けたときは、調査基準価格未満であって、失格基準価格以上の範囲内で最低の価格）をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかにファクシミリ及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 契約規則第7条に基づき契約保証金の納付の減免を希望する者は、該当建設工事等の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあつてはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

4 前2項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

5 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、入札参加停止等の措置要綱に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

（参加資格の審査）

第29条 市長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及びこの項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。

3 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

4 参加資格の審査は前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（入札参加資格審査及び落札決定等）

第30条 落札候補者は、当該入札公告で示された書類について、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に総合政策部管理契約課へ持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

2 市長は、委員会に諮り、前項の書類の提出期限の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に審査を行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

3 審査の結果、落札候補者が不適格と認められた場合は、入札執行者は新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。

4 審査の結果、落札候補者が適格と認められ、落札者として決定された場合

は、入札執行者は落札者に電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。ただし、低入札価格調査が必要な場合は、調査に必要な指示を与え、その調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めた後に落札者と決定するものとする。

5 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については資格審査を行わない。

6 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者に対して、入札参加不適格通知書を送付するものとする。

7 入札参加不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適格理由」という。）についての説明を、書面により、市長に対して求めることができる。

8 市長は、不適格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

9 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

第4章 雑則

（電子入札）

第31条 前条までを電子入札により入札を行う場合の必要な事項については、加須市公共工事等電子入札運用基準（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）及び加須市物品調達等電子入札運用基準（令和7年3月12日市長決裁）によるものとする。

（入札結果等の公表）

第32条 入札参加者名、入札経過及び入札結果等の公表については、落札者の決定後、加須市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表要領（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）の規定により、速やかに行うものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じ

ないものとする。

(入札の延期等)

第33条 入札執行者は、一般競争入札において必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

(入札参加停止)

第34条 入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合又は明らかに入札参加資格がないにもかかわらず入札に参加した場合は、入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことができるものとする。

(契約保証金)

第35条 契約保証金については、契約規則第4条及び第7条によるものとする。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の加須市建設工事請負一般競争入札試行要綱(平成6年4月1日施行)、加須市事後審査型(ダイレクト型)一般競争入札試行要領(平成19年10月1日施行)、騎西町建設工事請負一般競争入札試行要綱(平成6年7月15日施行)、騎西町入札後審査方式制限付一般競争入札(ダイレクト型)事務処理要綱(平成20年4月1日施行)、北川辺町建設工事請負等一般競争入札執行要領(平成18年3月22日施行)、大利根町建設工事請負一般競争入札試行要綱(平成8年大利根町訓令第19号)、又は大利根町郵送・事後審査方式制限付一般競争入札試行要綱(平成19年大利根町訓令第15号)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この要綱の施行の際引き続き継続

しているものについては、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 7 月 13 日部長決裁）

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日部長決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日部長決裁）

この要綱は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 19 日部長決裁）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 13 日部長決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。